

58800

00682



告示

選舉管理委員會告示第一號

地方自治法第七十四條第四項及びこれを準用する規定による選舉權を有するものの總數の五十分の一の數又は三分の一の數は次の通りである。

昭和二十三年一月七日

鳥取縣選舉管理委員會

委員長 上 根 政 幸

鳥取縣において選舉權を有するものの總數の

五十分の一の數 六、三四七人

三分の一の數 一〇五、七七九人

昭和二十三年一月七日
外 號

水曜日

本書ノ大キサハ國定規格A列5

鳥取縣公報 毎週 隔日發行(休日ニ當ル)
火金 時ハ翌日

昭和二十三年一月七日
外(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可



公 告

資格審査結果公告第十八號

(自昭和二十二年十二月十六日
至昭和二十二年十二月三十一日)

昭和二十三年一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は昭和二十二年勅令第一號乃至第三號及び同年閣令内務省令第一號の規定による鳥取縣公職適否審査委員會の資格審査の結果である。

二、この表は最も廣く公表するものである。市町村役場がこの公報を受けたならば、直ちにこれを掲示する。この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し次回の公報を受け取つた時はこれと取換えるものである。取換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように市町村役場に編綴保存する。

昭和二十三年一月七日
外 號

水 曜 日

本書ノ天シハ國定規格A列5

三、この表に掲載されたものであつて、資格審査の完了した者の調査表は中央公職適否審査委員會事務所又は鳥取縣若しくは市の公職適否審査委員會事務所において公衆が自由に閲覽できる。何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覽することができ。

四、結 果

鳥取縣公職適否審査委員會(鳥取市東町鳥取縣廳内)

審査人員數 三三名

非該当決定人員數 三三名

審査を受けた公職及びその氏名

縣昇任豫定者

坂本 章 太田 幸夫 木下 獅美
杉山 民次 島田 賜郎

○縣任命豫定者

○鳥取市再檢討
三原 又新

平木 政七
木下 惠光

○農地委員會書記

藤森 壽明
小川 清人

○新制中學校事務官

山添 和枝
小原 健夫
松本 進

○村主要公職者

大田 兼雄

○村普通公職者

尾崎傳一郎

○鳥取縣會書記

河本 普輔

植田 久美

山根 清一

河口 淳

牛尾 美愛

元吉みち子

渡邊 亮

溫湯 松榮

井田 光男

岡田 和磨

前田 妙馬

松下 武雄

田中千滿子

進 二男

小谷 義春

○前回縣案者(縣任命豫定者)

坂田童九郎

○再審査(縣事務吏員一級)

本郷 嚴

昭和二十三年一月七日印刷
昭和二十三年一月七日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町